

# 相続あれこれ その1

## 相談例に見る遺産分割での勘違い

弁護士

田仲敏征

TOSHIYUKI TANAKA

### 第1 はじめに

平成27年1月1日から、相続税に関して、課税価格の合計額から差し引かれる基礎控除の額が変更になりました。それに伴い、最近、相続に関する相談も増えていきます。しかし、ご相談をお聞きすると、そもそも、基本的なところで相続に関する誤解をされている方が多く、後々問題となるような相談例が見受けられます。これは、一般的な感覚とは異なる処理がされる場合があることにも一つの原因があると考えられます。

そこで、本稿では、実際の相談例を基に、遺産分割に関する問題についてお話しします。  
\*基礎控除額は、相続の開始のあった日（死亡の日）が、平成26年12月31日以前と平成27年1月1日以降の場合で次のとおり異なります。

平成26年12月31日まで

「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」

平成27年1月1日以降

「3,000万円+600万円×法定相続人の数」

### 第2 遺産分割とは

遺産分割とは、被相続人が死亡時に有していた財産（遺産）について、個々の相続財産の権利者を確定させる手続きをいいます。

#### 1 遺産分割の手順

遺産分割では、誰が、何を、どのような割合で、どう分けるかといったことを決めます。具体的には、①相続人の範囲の確定、②相続分の確定、③遺産の範囲の確定、④遺産の評価、⑤特別受益者と特別受益の額の確定、⑥寄与相続人と寄与分の確定、⑦⑤⑥を踏

また相続開始時の具体的な相続分率の算出、⑧⑦の相続分配率を遺産分割時における遺産評価額に乘じ取得分額を算出、⑨遺産分割方法の決定といった流れで進みます。

#### 2 遺産分割の手続き

では、遺産分割のためにどのような手続きがあるのでしょか。まずは、協議ですが、合意に達しない場合は、遺産分割調停によることになります。そして、調停が不成立に終わった場合は、遺産分割の審判へ移行します。

### 第3 相談例

これから、実際にあった相談例の中から、一般の方々の誤解が多い事例を紹介しましょう。ただし、これからお話しする相談例は実際にあったお話を特定できないように私の方でアレンジしてありますのでご了承ください。なお、

各相談例はそれぞれ独立した相談であることを前提とします。

話を具体的にするために、架空の家族に登場してもらいます。ただし、登場人物は実在の人物とは全く関係ありません。

（登場人物）

被相続人…徳下家安

被相続人の妻…お茶

被相続人の子…長男 秀安

二男 秀唯

#### 1 相続財産と預金の引き出し

##### 【相談例／秀唯氏の相談】

父家安が亡くなって半年が経過しましたが、兄秀安が、私が父の遺産を隠し持っているといっている。遺産分割協議に応じようと思いません。そのような事実はないのですが、長年父と同居してきた私に対

する不信感があるようです。私としては、父から引き継いだ事業のために急に資金が必要となつていきますので、父名義の預金から私の法定相続分に該当する金員だけでも引き出したいのですがどうしたらいいですか。

(1) 遺産分割の対象となる財産

本件を検討する前に、遺産分割の対象となる財産とは何かという基本的なことについて簡単に説明します。

遺産分割の対象となる遺産であるためには、「相続開始時に存在すること」と「分割時にも存在すること」、および「未分割であること」が必要となります。「相続開始時に存在」しなければいけませんから、例えば、相続人の一人が被相続人が亡くなる直前に被相続人名義の預貯金を引き出したような場合、引き出した相続人が引き出した金額を遺産に戻すことについて同意をしないと、遺産分割の対象とすることはできません。

また、「分割時に存在」しなければ

いけませんから、例えば、一人の相続人によって、遺産が処分されてしまった場合、その遺産を遺産分割の対象とすることはできません。このような場合、損害賠償請求権などの代償財産が発生したりすることはありますが、原則的には、代償財産が遺産分割の対象となることはありません。

(2) 預金

判例は、預金等の金銭債権は、遺産分割協議を待つまでもなく、法律上当然に分割され、各相続人に法定相続分に応じて帰属するとしています（例えば、最高裁昭和30年5月31日民集9巻6号）。

したがって、各相続人が個別に自己の相続分に従って払戻しができそうですが、実際のところ金融機関の対応は違います。多くの金融機関では、相続人全員の署名押印のある遺産分割協議書、相続人1名を払戻人代表者とする相続人全員の署名押印がある同意書などの提出を求め、提出できないと払戻しには応じません。

これは、銀行が、具体的相続分が明らかでない段階での払戻しをすること

で、後日、相続人間のトラブルに巻き込まれることがないようにするためだと考えられます。よって、本件では、秀唯氏が任意に預金の払戻しを受けることは困難でしょう。

そうすると、秀唯氏が単独で預金の払戻しをするには、預金払戻請求訴訟を提起し、給付判決を得る必要があります。しかし、その場合、金融機関は他の相続人に対して訴訟告知をするでしょうし、訴訟告知を受けた相続人は訴訟参加をすることが考えられますから、結局、紛争が預金払戻請求訴訟でも続くこととなります。

もともと、最近、金融機関によっては訴え提起の前に事前の相談をすれば応じるところもあるようですので、訴え提起の準備を整えて、各金融機関に相談することも必要です。

また、本件では早期に遺産の範囲の確認訴訟や遺産分割調停などによって、全体的な解決を図ることも検討した方がいいでしょう。

最新判例（投資信託受益権及び国債）

最高裁平成26年2月25日は、「共同

相続された：投資信託受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」、「共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない」と判示し、投資信託受益権及び個人向け国債については預金等と異なる判断をしました。

2 生命保険金く誰のもの？

【相談例／秀安氏の相談】

父家安が生前保険契約者として、私を受取人としていた生命保険があります。先日、秀唯から生命保険金も遺産分割の対象とすべきだとの要求をしてみました。生命保険金は、遺産分割ではどのように扱われるのでしょうか。

(1) 生命保険契約は特定人の生死を保障事故として、その保障事故の発生した場合に、保険者が保険金受取人に対し、約定どおり金額を支払うことを約し、保険契約者がこれに対し保険料の支払いをする契約です。



って、金銭債務は、相続によって当然に各相続人に法定相続分で承継されるので、遺産分割の対象とはなりません。

そうすると、本件では、秀唯氏が遺産を単独で取得する代わりに、債務も全額負担するとの協議が成立しても、債権者が承諾しない限り、お茶氏や秀安氏も債務を免れることはできません。これは、意外と知られていない遺産分割についての盲点です。

## (2) 相続放棄

秀安氏が債務を免れるためには相続放棄をする必要があります。

相続放棄とは相続権を放棄して最初から相続人でなかったものとみなしてもらうための制度です。そのためには、被相続人の最後の住所を管轄する家庭裁判所に相続放棄の申述（以下、「相続放棄の申述」といいます。）をする必要があります（民法938条）。相続放棄は各相続人が単独で行うことができます。

相続放棄の申述のための手続きの概要は次のとおりです。

### ① 申述する人は、相続人（相続人が

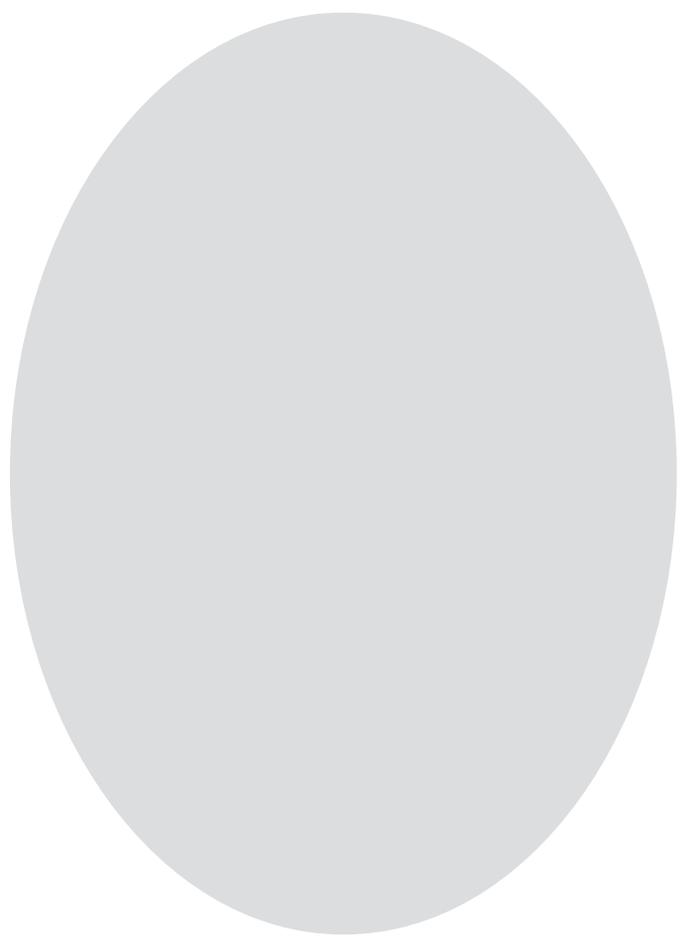
未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理する。）です。

ただし、未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く）。又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要となります。

### ② 収入印紙として800円分（申述人1人あたり）が必要となります。連絡用の郵便切手は各家庭裁判所で必要な切手の種類や金額が異なりますので確認が必要です。

③ 相続放棄の申述書と申立添付書類を提出します。相続放棄の申述書の雛形は裁判所のホームページに掲載されています。申立添付書類ですが、基本的に必要となるものは、同じく裁判所のホームページに掲載されていますが、事案によっては、特別に要求されるものがありますので、裁判所の指示に従ってください。

### \*参照 URL : [http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_06\\_13/](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_13/)



④ 相続放棄の申述は、相続開始を知ってから3か月以内に行う必要があります（民法915条第1項本文）。この制限期間を、熟慮期間といいますが、もともと、3か月では、相続財産をすべて把握することはできない場合には、3か月以内に家庭裁判所に申し出ることで、熟慮期間を延長することが可能です（民法915条第1項ただし書）。

### なお、この熟慮期間の起算点について

「原則として、相続人が前記の各事実を知った時から起算すべきものであるが、相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となつた事実を知つた時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかつたのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、民法915条1項所定の期間は、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時又は

通常これを認識しうべかりし時から起算するのが相当である」(最高裁昭和59年4月27日民集38巻6号698頁)と判示されており、例外が認められる場合があります。

以上のように、相続放棄は、戸籍を集めるなどの事務的な煩雑さはありますが、何らかの特別な事情でもない限り簡単な手続きです。ただし、被相続人の生前に相続放棄はできません。

ちなみに、相続放棄と似た制度として、相続分の放棄がありますが、全く別のものでですので注意をしてください。相続分の放棄は、相続人としての地位を失うことはありませんので、相続債務の負担義務を免れません。

相続分の放棄は、相続開始後、遺産分割までであればいつでも可能で、方式は問われません。実務上は、本人の意思を明確にするため、書面を作成し、本人の署名、押印(実印)及び印鑑登録証明書の添付を求めます。

(3) ちなみに、相続財産と債務の全容が分からない場合、限定承認という制度を利用することが考えられます。

限定承認とは、相続した財産の範囲

内で被相続人の債務を弁済し、残余財産があれば、相続できるという制度です(民法922条)。

限定承認者によって、相続人の固有財産と相続した相続財産が分離して取り扱われることになります。相続によって得た財産の限度において被相続人の債務・遺贈を弁済することになり(民法922条)、相続債権者に対しては、相続財産をもって弁済する(民法929条)こととなります。

ただし、限定承認は、実務上、その手続きの煩雑さからあまり利用されることはありません。

4 葬儀費用・香典・祭祀・法律で決まっているの？

#### 【相談例／秀唯氏の相談】

父家安の葬儀について質問があります。父は事業家でしたので、葬儀もそれなりの規模で執り行いました。そして、葬儀費用を父の預金から払いました。この葬儀の際に頂いた香典は誰のものとする

ばいいですか。

また、私は、お墓、位牌を受け継ぎたいと思っておりますが、兄秀安が長男は自分なんだから、自分が受け継ぎたいと主張しています。どうしたらいいでしょうか。

#### (1) 葬儀費用について

葬儀費用(通夜や告別式、火葬などに要する費用)は、相続開始後に生じた債務です。相続財産に関する費用ともいえません。一次的には、喪主が負担するのですが、相続に関する費用ではないので、遺言など被相続人の意思が明確でなく、その支出金額や分担に相続人間での争いがある場合、遺産分割調停の中で調整ができれば民事訴訟手続で解決することになります。

葬儀費用の負担者を誰とするかは、裁判例も分かれています。①喪主とするもの、②相続人らとするもの、③相続財産から支出すべきとするもの、④地方ごとの慣習によるとするものがあります。

裁判例が分かれるのは、その地方特

有の慣習などがありますので、統一的な基準を設定することが難しいからと考えられます。

その地方の慣習などによって負担者が決まらない場合は、相続人全員で葬儀を行うことが多いので、相続人全員の負担とすることが妥当ではないかと考えられます。

ちなみに、相続税を計算するときは、一定の相続人及び包括受遺者が負担した葬式費用を遺産総額から差し引くことができます。ただし、葬式費用に何が含まれるかは、国税庁のホームページでご確認下さい。

\* 参照 URL : <https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4129.htm>

#### (2) 香典について

香典は、死者に対する弔意、遺族に対するなぐさめ、祭祀主催者や遺族の経済的負担の軽減を目的とする贈与といった意味を有するものですから、遺産分割の対象とはなりません。香典は、慣習として、香典返しに充てる部分を除く葬儀費用に充てるという扱いがなされますが、それでも残余が生じた場合にその帰属について問題となります。

す。

この残余の帰属に関しては、①相続人に帰属する、②喪主に帰属する、③亡くなった人と生計を共にしていた親族に帰属するなどの説に分かれていきます。

この点、香典には、祭祀主催者や遺族の経済的負担の軽減を目的とする贈与といった意味を有するとの性質を重視するなら、受取人は葬儀費用の負担者と考えるのが妥当ではないかと考えられます。

ただし、相談例のように、葬儀費用を相続財産から出した場合は、残余の香典は、特別な事情が無い限り相続人が相続分に従い取得するとの学説が有力です。

### (3) 祭祀財産について

祭祀財産とは、系譜、祭具、墳墓の3種類のことをいいます。採譜とは、家系図などをいい、祭具とは、位牌、仏壇などの祭祀や礼拝に使用されるもの、墳墓とは、墓石、墓碑などの遺体や遺骨を葬っている設備のことです。

祭祀財産は、祖先の祭祀の主宰者（「主催者」ではありません。）に帰属

します（民法897条）。この祭祀の主宰者をどう決めるかですが、第1に被相続人の指定によって、第2に慣習によって、第3に家庭裁判所の審判によって決せられることとなります（家事続法39条、別表第2の11）。

したがって、被相続人の指定もなく、慣習も明らかでないような場合には、祭祀承継者指定の申立てをすることが必要です。祭祀承継の問題は、遺産分割手続きとは別の審判事件ですので、別の申立てが必要です。ただし、相続人全員に争いが無い場合は、遺産分割手続の中で祭祀の承継について調停を成立させることは可能です。

祭祀財産は、相続財産には算入されません。また、祭祀財産の承継については承認や放棄といった制度もありませんし、主宰者とされると辞退することはできません。ただし、祭祀を承継したとしても、祭祀を行う義務が課されるということではありません。

ちなみに、遺体・遺骨は祭祀財産に含まれません。遺体・遺骨の帰属者については、「慣習上の祭祀主催者に遺骨が帰属する。」（最高裁平成元年7月

18日家月41巻10号128頁」と判示されています。

5 寄与分く被相続人の会社への援助

【相談例／秀唯氏の相談】

父家安は、株式会社甲建設（以下、「甲建設」とします。）という会社を創業し経営していました。私は、甲建設が経営不振のとき、父に頼まれて資金援助を何度かしたことがあります。現在、父の遺産をめぐり遺産分割協議中ですが、私には寄与分が認められないのでしょうか。

されました。

遺産分割においては、この寄与分の主張をなさる方が多く、感情論もからんで大きな争いとなることがあります。

(2) 寄与分が認められる要件は、①相続人自らの寄与が認められること、②寄与行為が特別のものであること、③被相続人の遺産が維持又は増加したこと、④寄与行為と遺産の維持又は増加との間に因果関係があることです。

(3) 本件のように被相続人が営んでいた会社に金銭出資がなされた場合、会社と被相続人は別人格ですから、秀唯氏の金銭出資は、あくまでも会社に対する貢献となります。したがって、「被相続人の事業に関する」「財産上の給付」とはいえません。また、被相続人の財産の維持・増加に関する直接の因果関係も認められません。したがって、基本的には寄与分の対象にはなりません。

しかし、例外が認められることもあります。高松高裁平成8年10月4日家月49巻8号56頁では、以下のように判示し、遺産総額の20パーセントの寄与

分が認められました。以下、判例の引用においては内容を分かりやすくするため、会社名をA建設と表示します。

「A建設は被相続人が創業した株式会社であって被相続人とは別人格として存在しており、その実質が個人企業とは言いがたい。しかし、被相続人はA建設から生活の糧を得ており、自己の資産の殆どをA建設の事業資金の借入れの担保に供し、被相続人から恒常的にA建設に資金援助がなされ、またA建設の資金が被相続人に流用されたりしている。これらの事情に照らせば、A建設は被相続人の個人企業に近い面もあり、またその経営基盤の主要な部分を被相続人の個人資産に負っていたものであって、被相続人がその個人資産を失えばA建設の経営は危機に陥り、他方A建設が倒産すれば被相続人は生活の手段を失うばかりでなく、担保に供している個人資産も失うという関係にあり、A建設と被相続人とは経済的に極めて密着した関係にあったものである。そうすると、A建設の経営状態、被相続人の資産状況、援助と被相

続人の資産の確保との間に明確な関連性がある場合には、被相続人に対する寄与と認める余地がある」

この裁判例のように、①会社が実質的には被相続人の個人企業に近いこと、②被相続人と経済的に極めて密着した関係にあること、③会社への貢献と被相続人の資産の確保との間に明確な関連性があるような場合には、秀唯氏に寄与分が認められる余地があります。

6 寄与分く療養看護、あんなにつくしたのに

【相談例／秀唯氏の相談】

私は、父家安が亡くなる前、一緒に同居し、食事の世話などしてきました。父が介護認定を受けてからは、施設の入所手続きをし、見舞いも欠かしたことはありません。これらのことは、寄与分として認められないのでしょうか。ちなみに、兄秀安は、父の世話など何もしていません。

## (1) 親族の療養看護

「被相続人の療養看護」（民法904条の2）は明文で寄与分において考慮されると規定されています。他方、一定の親族間では、相互に扶養義務が課されています（民法877条、752条、730条）。

そこで、親族による療養看護が寄与分において考慮されるには、多くの場合、民法上の扶養義務の範囲を超える内容の療養看護であることが必要と考えられます。

親族の療養看護についての審判例として、大阪家庭裁判所審判平成19年2月8日家月60巻9号110頁があります。この審判例は、被相続人について平成14年頃から認知症の症状が顕著に出るようになったため、相続人（被相続人の子）が、3度の食事をすべて相続人方で世話をし、相続人が他の相続人の住所に訪問する時は往復とも付き添っていた。また、被相続人を常時見守る必要があったり、排便の対応についても相続人が配慮せざるを得なかったという事案に関するものです。この事案について、平成14年以降の

相続人の身上監護について、特別の寄与であったことが認められました。ただし、平成14年2月より前の日常生活上の世話は、親族間の扶養協力義務の範囲内であるとして、特別の寄与とは認められませんでした。

## (2) 療養看護の程度

親族の療養看護は、民法上の扶養義務の範囲を超える内容の療養看護でないと「特別な寄与」に該当しませんが、具体的にどのような場合が該当するのかはケースバイケースです。

しかし、特別の寄与を主張する相続人の感情論を考慮して判断されるものではありません。被相続人の病状の程度、どのような療養看護が必要だったのか等の事情によって判断されます。一つの目安ですが、被相続人が要介護2以上の状態であることが必要であろうと考えられます。相談例のように、父家安氏が介護認定を受けてからは、施設に入所させ、見舞い等の世話をしただけであれば、その他に何らかの事情がないと特別の寄与とは認められないと考えられます。

ちなみに、親族の療養看護について特別の寄与に該当するかが問題となる場合、それを証明する資料をあまり持ち合わせていない相談者がいらつしゃいます。これについては、様々な事情があります。例えば、親族の療養看護をしているときは、ご自分の気持ちの問題として引き受けており、いちいち資料を確保することは被相続人に対して失礼にあたると思われる方もいらつしゃいます。

しかし、特別の寄与を主張するには、それなりの資料がないと認められないことも現実です。やはり、何らかの資料（日記、領収書、写真、ビデオ等）を確保する必要があるでしょう。

## 第4 まとめ

本稿では、遺産分割に関して、相談例の中から一部を紹介しました。相続に関しては、一般の方にもなじみがある問題でありながら（人は誰も、死を迎えます）、多くの法的問題があります。遺言、特別受益・寄与分：等々数え上げればきりがありません。した

がって、本稿で取り上げたのは、ほんの一部です。機会があれば、相続に関して様々な問題を紹介したいと思います。

### 【筆者略歴】

田中敏征

中央大学法学部卒業

東京弁護士会

〈取扱分野〉

高齢者・障害者に関する法律問題  
（相続・遺言・成年後見等）、倒産事件（破産・債務整理等）、企業間の契約紛争、建築紛争、労働事件（企業者側・労働者側）、建物賃貸借契約に関する問題、離婚、刑事事件、消費者問題、原発ADR等